

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」の概要について

1 改正の趣旨・目的

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の「医療」の在留資格をもって本邦に在留する外国人は、「医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動」（以下「医療従事活動」という。）を行うことができるところ、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成二年法務省令第十六号。以下「上陸基準省令」という。）では、医療従事活動として、医師、歯科医師のほか、歯科衛生士や理学療法士等としての業務に従事する活動を認めている。

後期高齢者の割合が急激に高まることに伴う地域における医療ニーズの増大に的確に対応するため、「歯科技工士」及び「言語聴覚士」の資格を有する者が本邦において医療従事活動を行うことを可能とすることが適当である。

そのため、上陸基準省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号。以下「施行規則」という。）の一部を改正することとした。

2 改正の概要

上陸基準省令については、法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号及び第三号に「歯科技工士」及び「言語聴覚士」等の文言を追加するなどし、施行規則については、上陸基準省令の改正に伴い、在留資格認定証明書交付申請書等の様式に関する規定に「歯科技工士」及び「言語聴覚士」等の文言を追加するほか、所要の改正を行う。

3 今後の予定

公布日：令和8年11月（予定）

施行日：公布日と同日